

## 寝屋川市景観審議会規則（寝屋川市規則第 17 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、寝屋川市景観条例（平成22年寝屋川市条例第7号）第26条第5項の規定に基づき、寝屋川市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等の要求等）

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、まち政策部まちづくり指導課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。